

第4回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

1 日時：令和3年10月11日（月） 8：00～10：00

2 開催形式：オンライン開催

○神森保育課長補佐 定刻を少し過ぎてしまいましたけれども、ただいまから第4回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日はこのような早い時間の開催となり、構成員の皆様、傍聴されている皆様におかれましては大変御迷惑をおかけいたします。

御多忙の中にもかかわらず、本日は御調整、御出席いただきましたことに心より感謝申し上げます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭事務的な御連絡ですが、別の政府会議への参加のため、審議官の川又、保育課長の林、オブザーバーの内閣府については、会議終了前に退席させていただく予定ですので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

まず、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は議事次第、資料1「人口減少地域等における保育所の在り方」、資料2「構成員提出資料」、参考資料1「検討会開催要綱」、参考資料2「第3回検討会後構成員提出資料」の計5点となっております。不備がございましたらお申しつけください。

本日もオンラインでの開催とさせていただいておりますので、進行中に通信状況等の不具合により音声途切れる場合等がございます。そうしましたら遠慮なくその旨御発言いただくか、手を挙げていただくなどにより、お知らせいただきますようお願いいたします。

また、御発言いただかない時間につきましては、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

それでは、議題に移ります。倉石座長、よろしくお願いいたします。

○倉石座長 皆様、おはようございます。朝早くからお集まりをいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、議題に入る前に、前回御意見をいただいております当検討会における構成員の先生方の提出資料の取扱いについてということをお諮りいたします。御発言いただく内容を補足する資料等を提出いただく場合、当日資料を投映される場合も含めて、原則として事前に事務局に登録をお願いできればと考えております。また、事後に追加で提出されたい資料がある場合には、その旨、事務局まで御連絡をいただきまして、共有につきまして、可否は私と事務局で協議をさせていただければと考えております。

この点、御了解いただけましたらと思いますが、特に御異論がないようでしたら、以降、この方針で進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する構成員あり）

○倉石座長　ありがとうございます。

いろいろ拍手や丸を出していただきまして、ありがとうございました。御賛同いただきましたということで、今後、また御協力いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

事務局からこの点は何かございますでしょうか。

○神森保育課長補佐　事務局です。

前回の会議や会議後に一部の構成員からいただいた資料につきましては、本日、先ほど申し上げました参考資料２として共有させていただいておりますけれども、こちらについては今し方座長より御説明があった資料の取扱いに基づきまして、前回会議後提出資料として当会議のホームページに掲載させていただきます。

以上であります。

○倉石座長　ありがとうございました。

それでは、ここからは議題に移らせていただきます。今回も前回に引き続き、取りまとめの各論点について具体的に議論を進めていきたいと考えております。

本日は「人口減少地域等における保育所の在り方」をテーマに御議論いただければと思います。

まず、事務局から資料１について御説明をお願いいたします。

○神森保育課長補佐　事務局でございます。

資料１をお手元に御用意をお願いいたします。「人口減少地域等における保育所の在り方」ということで、先ほど座長からもお話がありまして、各論の２回目ということでございます。

早速でありますけれども、資料の１ページ目を御覧ください。論点といたしまして、これまでも提示してきたものでございますけれども、今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策についてどのように考えるかというところ。それから、各市町村では保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域ごとに状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるかを論点として掲げております。

これに対する対応の方向性といたしまして、子どもの数、生産年齢人口の減少が進み、人口減少地域の拡大が全国的な課題になるものと想定される中、今後とも人口減少地域等において必要な保育を確保していくことができるよう、国や自治体においては、関係者と連携し、不断に検討を進めていくことが必要であるということでもあります。

具体的には２ページ目以降に各種論点を書いております。

２ページ目を御覧ください。これまでいただいた構成員の皆様からの主な意見ということで、２ページ目、３ページ目に記載をしてございます。

２ページ目でございますけれども、＜人口減少等を踏まえた今後の対応について＞ということでありまして、例えば２つ目のポツ、既存の施設が収れんしていく方向になるとい

うところで、保育機能だけではなく子育て全体を支える機能を備えつつ集約化がなされなければならないというところで、集約化というキーワードがございます。

次の3つ目のポツで、例えば保育所の多機能化は避けられないのではないかというところ、4ポツ目にも多機能化というワードがございます。

5ポツ目でありますけれども、この地域の保育ニーズに応えながら保育を守っていくという視点で、こういったことも御指摘をいただいております。

7ポツ目、8ポツ目辺り、短期的な取組と中長期的な対応というところの指摘があったり、あるいは最後のところ、新型コロナウイルス感染症拡大について、保育所の利用が変わってきている中でどう踏まえるのかというところを御指摘としていただいております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。構成員の皆様からの御意見の続きでございますけれども、より具体的な御指摘をいただいている部分でございます。

まず冒頭、＜設備運営基準や公定価格について＞ということであります。人口減少地域においては、運営基準をどのように考えていくのかという御指摘、それから、園児減少に伴いまして、結果的に手厚い配置基準になり得るため、現行の3歳児の配置に対する加算について3歳未満児に拡大していくこと、あるいは主任保育士専任加算の要件の見直し、あるいは定員の刻みのさらなる細分化というような御指摘があります。

4ポツ目のところでございますけれども、地域区分などの公定価格上の措置についても検討する必要があるという指摘をいただいております。

＜各自治体における対応について＞というパートでございますけれども、最初のところ、広域調整を行う都道府県に責任を持っていただく必要があるのではないか、あるいは公立保育所の在り方、それから、社会福祉連携推進法人などについても考える必要があるというような御指摘。

3ポツ目には、公私連携型保育所、こういったものが子育て施設の消滅を避けるための方策として有用ではないかという御指摘をいただいております。

少し飛びますが、7ポツ目のところで、あらゆる子育て資源を活用する視点が必要であること、それに当たっては様々な資源が有機的に結びついて支援が行われることが必要ではないかというところ、それに当たっては部局間連携、これは自治体の話でございすけれども、必要ではないかというところ。

最後のところで、保育所の閉鎖の仕方に関する事例を自治体間で共有することもあり得るのではないかというような様々な御指摘をいただいております。

こうした御指摘の中には、いわゆる地域支援という形、あるいは保育士の人材確保という観点を含んでおりますけれども、それらにつきましてはまた別の各論の回でぜひ御議論をいただければと思っております。

続きまして、4ページ目でございますけれども、対応案①というところで、早速中身に入っていきたいと思っております。4ページ目に記載がございますのは、いわゆるハード的な支援の観点からの記載でございます。人口減少地域等においては保育所の定員割れが

生じ得るが、保育所が引き続き地域の子育て支援に役割を果たすことができるよう、まずはこれによって生じる空きスペースを有効活用するという観点から、多機能化を図ることが重要であるというところであります。多機能化につきましては、多くの構成員の皆様からも御意見をいただいているところでございます。

現行の保育所等整備交付金、こういったものがございすけれども、こちらは保育所の例えば建て直しに併せて地域の子育て支援に必要な相談スペースなどの設備の整備を行う場合に、そのスペース等の整備に要する費用分を計上して申請しても、当該費用分は交付されないことになっております。つまり、かかり増しと申しましょうか、相談用のスペースに余計にかかるお金分という形でお金が出ていないということであります。相談スペースをつくること自体は可能ではございすけれども、その部分についてのお金は出ないということであります。

また、定員減少によって生じる空きスペースを、子育て支援のための相談スペースなどに模様替えをするケースも想定されます。

こうした中で、保育所が地域の子育て支援に必要な設備、この整備を行う際の支援の在り方について検討していくこととはどうかということであります。つまり、この多機能化に併せて、こうした既存の交付金などについても考え方、在り方を考えていくべきではないかという対応案でございす。

具体的に現行の交付金等につきまして資料をつけさせていただいております。5ページ目を御覧ください。先ほども少し触れました保育所等整備交付金であります。例えば保育所等の施設整備事業を行う際に、市区町村に交付金を交付するものであります。

6ページ目を御覧ください。保育所等改修費等支援事業であります。趣旨といたしましては、保育所等につきまして改修費用の一部を補助するということであります。対象事業といたしましては、賃貸物件による保育所等改修費を支援するような事業ですとか、5つのメニューがございす。こうした中には先ほど申し上げたような相談支援ブースをつくるような模様替えという事業は入っていない現状がございす。

続きまして、対応案②ということでありまして、7ページ目を御覧ください。先ほども構成員の皆様のお意見の中からもございましたけれども、人口減少地域等では、保育人材の確保が特に困難であるという指摘がある一方で、保育所等の職員数が変わらない中で利用子ども数が減少すると、結果的に子ども1人当たりの職員配置が増加するということで、質の向上につながるという指摘もございす。

こうした保育所等を利用する子どもが減少する中で、保育所等における職員の確保や配置の在り方をどのように考えるかについては、令和元年12月の子ども・子育て会議、この取りまとめも踏まえまして、保育士等の処遇改善、人口減少地域等の実態を踏まえた人材確保対策、保育の質の向上や本検討会での検討事項である地域における保育所等の役割の在り方を踏まえた職員配置の評価について、必要な財源の確保と併せて検討していくことはどうかということを記載しております。

先ほど構成員の御意見の中からございました地域区分でありますけれども、こちらは公務員の地域手当に準拠した仕組みでございますが、昨年度も子ども・子育て会議において議論を行ってございます。こうしたもともとの趣旨、公務員の地域手当に準拠しているという基本的な考え方は維持しつつ、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であること、それから、介護保険制度をはじめとする他の社会保障分野における補正のルール、こういったものとの整合性を踏まえつつ、必要となる財源の確保等と併せて検討することとしておりますけれども、これを踏まえまして、引き続き、子ども・子育て会議における検討を注視していくことが適当であると記載させていただいております。

また、人口減少地域等において保育所等を利用する子どもの数が減少することにより、利用定員と実際の利用子どもの数に開きが生じる場合がございます。

施設の運営に要する費用につきましては、施設の規模に応じて変動する経費、変動しない固定的な経費という2点がございますけれども、これは規模によって費用構造が異なるということです。公定価格につきましては、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて単価を定める仕組みとしております。このため、実際の利用子ども数が利用定員を大きく下回るような場合、こういった場合につきましては利用定員を適切に見直すことが必要であるということでもあります。

こうした保育所等における利用定員と実際の利用子どもの数の関係について、少子化の急激な進行も踏まえて、利用定員の適切な見直しがまず実施されることに引き続き努めることに加えて、人口減少地域という中で公定価格の在り方を検討していく必要があるのではないかと書いております。

8ページ目、御覧ください。先ほど御説明の中でも触れさせていただきましたけれども、令和元年12月の子ども・子育て会議の資料でございます。4の（9）のところでございますけれども、人口減少地域における取組事例の実態調査の実施、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討をすべきであるということでありまして、本検討会を開いている一つの背景でございます。実態調査につきましては、後ほど触れさせていただきます。

それから、この中においても5.（1）ということでもありますけれども、配置基準の改善ということにつきましては、0.3兆円メニューの安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべきであるとされてございます。

続きまして、9ページ目でございますけれども、いわゆる地域区分の在り方ということでありまして、こちらも子ども・子育て会議の資料を抜粋してございます。地域手当につきましては（3）のところにございますけれども、先ほど申し上げたとおり、地域民間給与の適切な反映を目的とする手当ということ、それから、他の社会保障分野、主に介護報酬というところになろうかと思っておりますけれども、補正ルールがございます。こういったものとの整合性を踏まえつつ、引き続き必要となる財源の確保について検討していくということが、この子ども・子育て会議の中で方向性として示されております。

10ページを御覧ください。現在の保育所の定員区分別の基本分単価ということでありま

す。施設の規模に応じて変動する費用、例えば利用子ども数に応じて配置される保育士の人件費ですとか、あるいは変動しない固定的な経費、施設長の人件費等がありますけれども、固定的な経費は規模が大きくなればなるほど子ども1人当たりに置き直した金額が小さくなるというところで、公定価格上では規模が大きくなるにつれ単価が下がっていくということでもあります。具体的には20人、2号認定のところ、4歳以上児を見ていただくと10万7890円、これに対して171人からというところで見ますと、2号の4歳以上児で2万7030円というところで、先ほど申し上げたとおり、規模が大きくなればなるほど単価が下がっていくというところでもあります。

続きまして、11ページを御覧ください。対応案③でございます。各市町村においては、今後の保育ニーズを適切に把握しつつ、関係部門との緊密な連携や、関係者との認識の共有を十分に図り、既存の保育所等の統廃合・規模縮小、公立・私立保育所等の役割分担、認定こども園への移行なども含め、地域における保育の在り方について検討を進めていくことが重要であると。国においては、こうした各市町村における検討に資するよう、人口減少地域等における取組の好事例、公私連携型保育所の運営事例、今後施行が予定されている社会福祉連携推進法人など、参考となる情報の提供等を行っていくこととしてはどうかということを書いております。

12ページを御覧ください。こちらは人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究でございます。令和3年度の調査研究事業でございますけれども、令和2年度におきましても全国の市区町村に対してアンケート調査、ヒアリングを実施しております。具体的には人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査事業、調査研究ということでありまして、本検討会にも御参画いただいております開先生にも大変な御尽力をいただきました。また、北海道の湧別町、神奈川県相模原市にもヒアリングという形で御協力をいただいております。こちらにつきましては、既に報告書という形でホームページ等にも上がっておりますので、ぜひ御関心のある方におかれましては御確認いただければと思っております。12ページに記載がありますのは令和3年度分でございます。本年度につきましても調査研究を行いますけれども、引き続き開先生、今年度からは石井先生にも御協力をいただいております、この検討会と並行としてヒアリング等を行っていくということで考えております。

13ページでございます。公私連携型保育所等ということで、公私連携型保育所の説明資料でございます。こちらはいわゆる民設民営という形を取りながらも市町村の関与を明確にするというところでありまして、例えば市町村が持っている公立の保育所を単に民間に委託するというのではなく、市の関与を残しながら協定を結び、民間のノウハウを使いながら提供していくということでもあります。先ほど申し上げた令和2年度の研究におきましても、公立保育所につきましては各地域によってなかなか考え方が様々であるという中で、いわゆる公立の役割という部分で公の関与を残しつつ、民間のノウハウを使っていくというところで、こういった形態もありますというところでもあります。

14ページを御覧ください。社会福祉連携推進法人の御説明資料がここから3枚続きます。先の通常国会におきまして、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しております。この中で改正の概要の5つ目「社会福祉連携推進法人制度の創設」ということでありますけれども、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、それから、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人を制度として創設するものであります。こちら、まだ施行が到来しておりませんが、来年の4月、令和4年の4月1日に施行する予定になってございます。

具体的には、次の15ページを御覧ください。社会福祉連携推進法人の制度につきましては別途検討会という形で取りまとめがなされております。そのまとまったペーパーということでもありますけれども、例えばメリットということではありますが、社員たる社会福祉法人の業務の連携を推進すること、それに伴いまして、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供すること、さらには社会福祉法人の経営基盤を強化するということを目的としてございます。

具体的には、同じ目的意識を持つ法人が、個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能となるということでもあります。例えば災害時の支援というところにつきましては、おおむね社会福祉法人に共通したようなものができるという中で、大きくその法人の中で決めていくということ、あるいは貸付業務、それから人材の確保、リクルート、研修、あるいはコロナの中ということでもありますけれども、マスクですとか、そういった物資の一括的な調達などができるといふこととされております。

16ページを御覧ください。具体的なイメージというところでもありますけれども、例えば共同研修という形で例示されているのが特養、障害者施設、保育所ということでありまして、福祉というところで共通するような研修、こういったものも開催するに当たって、連携推進法人で研修を実施したり、あるいは連携推進法人としてリクルートするということ。あるいはいわゆる地域共生社会というところで8050問題やひきこもり問題、非常に多様なニーズにどう応えていくかという中で、こうした様々な福祉施設が連携をするというところで、地域共生を地域として進めていくという形でもこういった社会福祉連携推進法人という形があり得るといふところでもあります。

説明としては以上でございます。

○倉石座長　ありがとうございました。

今回の論点に関して、事務局から3つの対応案を提示いただきました。必ずしも対応案に沿う形でなくても結構ですので、全体に関して広く御意見をいただければと思います。

今回は皆様を順番で指名することはせずにフリーディスカッションで行わせていただきたいと思います。ほかの委員の方からの御意見も踏まえて発言する機会も確保したいと考えておりますので、お一人大体2回から3回程度、1回当たりの時間は特に制限しないのですけれども、できたら3分めどぐらいで御協力いただければと考えております。

それでは、御発言のある方は挙手をいただき、私から指名をさせていただきます。続け

ての御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、森田構成員から手が挙がりましたので、お願いいたします。

○森田構成員 おはようございます。全保協の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、申し訳ないですが、私も別の会議のため、定刻前の少し早めに失礼いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは少しお願いということも含めて3点あります。

1点目は、7ページに記載のある人材確保対策や質の向上につきまして、加算事業の中にある主任保育士専任加算に関して、3ページにも記載があつて重なるところではありますが、お願いです。乳児3人以上の利用により加算の要件を満たしている施設が多くありますが、そうした地域で今年度子どもが生まれなければ、来年度の乳児保育はなくなってしまいます。そうすると、乳児の利用が要件となっている主任保育士専任加算の認定基準を満たさないため、加算を取得できなくなってしまいます。体制の継続は保育の質の維持にとって大変重要と考えておりますので、一時的に基準を満たさない場合であっても、例えば3年程度の継続をお願いさせていただきたいと思います。今年は生まれなくても来年生まれてくる、また再来年生まれてくるということを当然希望として持っておりますので、そうした状況をお願いできればと思います。

2点目は職員配置についてです。これは私も30名定員の夜間保育所を運営してきた経験がありますが、調理員の配置が1名ということになっております。1名で月曜から土曜まで昼食、夕食とおやつを作らなければなりません。これを1人で調理するのはとても厳しく、労働時間も長時間に及ぶこととなりますので、主任保育士やほかの職員が代理調理を行うなどとなってしまいます。そして、調理員が急な病気や用事のために欠勤した場合も同様です。こうしたことから、配置が1人しかいない職員については複数人での配置、いわゆる正職でなくても結構かと思っています。加算として、アルバイト・パートなどの加算をお願いできればありがたいとも思います。

3点目は保育所保育指針にも関連することです。保育所等の施設定員が30名かそれ以下に少なくなってくると、同年齢のグループがどうしても少人数になってきます。私が運営していた夜間保育所も30名定員だったので、ずっとどうしようか、これでいいのかと考えながら試行錯誤だったのですが、保育所保育指針に書かれている集団という取扱い、いわゆる複数人から集団なのか、何名以上が集団になるのかという集団という解釈の取扱いについて、特に4歳、5歳児は就学前ということもありますので、この集団という解釈についてもどのようにお考えになるのか御教示いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○倉石座長 森田構成員、ありがとうございました。

3点、加算も含めて御意見をいただいたということで受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。順次、挙手等いただければと思います。

高谷委員、お願いいたします。

○高谷構成員 私から、まず資料1の1ページの対応の方向性の表現の仕方のところに御意見をさせていただきたいと思うのですが、この対応の方向性の中の2段目ですか。「人口減少地域等において必要な保育を確保していくことができるよう」という文言があるのですけれども、ここの部分はもう少し強い方向性が出せないかと思っているのです。例えば「若年層の流出による地域消滅を避けるために、少子化地域における保育を確保することが国としての最重要課題の一つであり」で、その後「国や自治体においては」とか、もうちょっと強いメッセージを、国として将来の地域消滅を避けなければならないという危機感のメッセージを国民や特に自治体に向けて発信していただけたらありがたいと思っています。

というのは、ある離島なのですけれども、この9月をもって地域唯一の保育所が突然閉鎖、廃止されました。現在漁業を中心に生活されておられる島なのですけれども、この園は島の中の少子化に伴いまして、数年前から認可保育所から小規模保育へ移行して何とか運営を行ってきたのですが、常勤の職員3名と非常勤職員で、お聞きしますと年間で1000万円近い赤字を銀行貸付けなどで工面をしながら島内の保育機能を存続するための努力を自治会の力も借りて行ってきたらしいのですが、結果から見ると、残念ながら保育を存続させたいという強い思いが地元自治体にどうもなかったようで、法人としてはこれ以上赤字の状況が解消しない中で少子化地域での保育を継続していくことができず、やむなく年度途中で閉園に踏み切らざるを得なかったということをお聞きしています。

先ほど提案説明の中で公私連携型の保育所の活用でありますとか、連携推進法人の制度化の話も出たのですが、新しい制度が出てきたり、違う考え方で適用もいいのですが、ここまでの今の例でいいますような状況になるまで自治体の施設継続への明確な意思表示が得られないということであれば、制度があってもなかなか運営していくことは不可能であるというように法人関係者は訴えられております。そういう意味で、少子化の中で国としても今各地で起こっています地域消滅への流れを傍観せずに、地域での保育確保の強い方向性を出していただける方向で進めていただければと思っています。ちなみに昨年のアンケートでも、自治体のアンケート自体はどうも我々の現場感覚と肌感覚が違っていて、再度現場の意見をアンケートで集約するという方向を出されておりますので、そのように思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。

自治体に関して意識をもう少し高めていただくということで、方向性のところの文言の修正についても御意見をいただきました。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

先に坂崎委員、その後に坂本委員ということでお願いいたします。

○坂崎構成員 おはようございます。坂崎です。ぎりぎりに入って申し訳ありません。

画面共有させていただいてもよろしゅうございますか。

では、お願いいたします。

今日、先ほど説明がありました対応案等につきまして、それについての文章を書きましたので、提出したものと多少違ったところもありますので、また提出させていただきます。

対応面のハード面のことですけれども、先ほどありました多機能化につきましては、早いうちに一刻も早くモデル事業の実施をして、そのノウハウを全国に普及すべきだと思います。結果的に3年、4年後にこのことをやりますとなると7～8年かかってしまいますので、そういう形にしないことが望ましいのではないかと。前回発言した児童発達支援事業や一時預かり事業の拡大、子ども食堂など、地域のニーズを的確に踏まえて展開を進めるべきだと思います。

対応案②は大体公定価格、また財源手当だと思いますので、現行の地域区分の話は何度も出てはね返されているわけですが、地域区分による公定価格の設定のみを削除では人口減少地域における運営難を解決するのは私は至難だと思っています。ですから、積み上げ方式を維持しながら新たな人口減少地域区分、仮称ですけれども、その設定による特別補正、運営維持費のような財源手当が必要であるため、対応策については必要な検討をお願いしたいと思います。

また、平成27年のこの公定価格をつくるのに関わっていた一員なのでよく分かるのですが、けれども、保育所の運営費というのはもともとが最低基準に基づくものであり、それが保育士等の職員給与の低水準になっていると思います。ここまで民間の社会福祉法人系の保育園がやってきたのは、定員以上の園児を受け入れたことによって何とか園の運営を行ってきた。こういうことが常態化していて園運営をしてきたが、人口が減ってきた昨今においてはこのような運営の仕方は非常に厳しいと思います。

そういうことを前提条件にして、公定価格の改善・充実についての視点としては、定員と定員数を充足すれば運営が成り立つことを原則論と置きつつ、園の週66時間保育に対する職員、特に保育士等、先ほどの森田先生から給食の調理員のこともありましたけれども、40時間の勤務、また公休・有給の取得、ノンコンタクトタイムの検討など、整合の取れた価格設定とすべきだと思います。

また、処遇改善やキャリアアップ研修などによる職員不足に対する仕組みや、今回のコロナウイルスのようなことも含めた災害などの必要な人材配置としては、社会インフラとして不可欠だと思います。

そういう意味で緊急の対応策としては、職員配置の改善は出ておりましたが、本年の骨太方針は2019年以来久しぶりに子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るため、消費税分以外の安定的な財源の確保もと書いているので、ぜひとも、私は具体例を書きま

したので、1歳児の職員配置の基準改善、4～5歳児の職員配置の基準改善を、今の3歳児は20対1なのですけれども、加算として15対1というのを行っていますので、この3歳児の15対1になれば加算になるという状況を、1歳児とか4～5歳児という形で進めることによって人口減少の対応が少しはできるのではないかと思います。

また、これは先ほどの最初の人口減少地域区分（仮称）みたいなのに関わるのですが、私も、私は現実にはそこにぶち当たっているの誰かに教えてほしいぐらいなのですが、現行で認められている20人定員で例えば20人いて、66時間の保育を可能にする方式がどうしたらできるのかというのを教えていただきたいぐらいです。ですから、逆に言うと、20人定員で66時間の保育が可能であるような仕組みにしなければならないと思います。

③の主任保育士加算は、先ほど森田先生がおっしゃっていたことと同様です。

また、人口減にかかわらず障害児保育や発達の子については、小学校等のスクールサポーター同等の、ある程度このような形のものが入ってくる必要があるのではないだろうか。

また、⑤、⑥は、例えば今文科省で話し合われているような形で5歳児の重要性を考えたときの現行の仕組みの4～5歳児30対1ということはどうなのかとか、5歳児に職員の1人の配置が必要なのではないか、4歳児は別なのではないかとか、逆に言うと、人口減少だからこそICT化をきちんと進めることを早めにやるべきではないかみたいなことを緊急として書きました。

その他、ここは大きなことなのでここでの話合いではないと思いますが、1つ目は、待機児童に入れてきたお金を人口減少地域にきちんとシフトチェンジするというのが財源論として一番大きなことだと思いますし、先ほど高谷先生が話したように、人口減少については市町村の問題だということの希薄さを私自身が非常に強く感じていますので、このことについての検討、最後に、社会福祉連携推進法人がきちんとできるような仕組みにしていきたいと思います。

少し長くなりましたし、多岐にわたりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○倉石座長 貴重な御意見を幅広く全体に対していただきまして、ありがとうございます。

続いて、坂本構成員、お願いいたします。

○坂本構成員 おはようございます。

私は4ページにあります保育所の在り方の対応案①のところで、ハードに関する対応案ということで書かれています。多機能化ということはもうこの会議の中でも合意事項のように思っておりますが、多機能化の多機能の中身ですね。そこに関してもハードだけではなくて多機能の中身をもう少し細かく見ていって、例えば今後議論する地域子育て支援などもその一部に入ってくるのかと思いますけれども、それぞれの専門性が現状の保育所の中では果たして満たされた内容で展開されているのかというところです。

多機能化をしていく上ではそれぞれの専門性がきっちり担保できるような事業形態、事業予算、人員配置も念頭に置く必要があります。人口減少地域で子どもが減った分保育士さんのゆとりができる、そこで多機能をやってもらいましょうと言われても、一朝一夕にできる多機能の中身では現状ないと思われております。ですから、そこにしっかりと専門性を身につけていただくためのプロセス、そこに必要な投資もしっかり配慮しておかないと、結局人はたくさんいるのだけれどもどれも専門的ではないというか、不十分な多機能がごろごろと全国に生まれるというのはとても歓迎できる状況ではないと思っています。そこでしっかりと業務を果たしていただくことによって、地域の再生という道筋も出てくると思います。

今、多機能の中で恐らく想定されている部分は、地域の中に深く保育士が入って行って、個別の家庭にも深く入って行ってという地域の個々の家族のつながりを深くしてコミットメントを高めていく、そして横串をつくっていくことも期待されていると思いますので、人口減少地域における人というものにはかなりアプローチする役割を果たしていくことが期待されていると思います。

それから、私どものメンバーの娘たち、子どもたちが保育士になっている者が結構おるのですけれども、若手の保育士という人たちから意見を聞くと、キャリアイメージが描けないということです。給与に関しては都内に働きに行くとかかなり処遇がよくなっておりますので、若手の給与面という部分での不満は大分解消されているのかと思いますけれども、自分の将来のキャリアイメージが描きにくいというところです。

長く勤めている先生方を見ていますと、業界の中での人的交流ですね。研修機会などがふんだんにあって、自分自身の仕事の社会的な役割を非常に理解されている方が長く働いているように思っております。キャリアの形成ももう少ししっかり働き手に見えるような形で設計していくことも併せて人材の流出や転職を防ぐ意味では重要ではないかと思います。多機能で求められている仕事はキャリアの上に形成されるような専門性が多いと考えておりますので、2年、3年でやめてしまうというよりは、5年、10年と保育士さんが働き続けて専門性の高いスペシャルな道に進んでいけるような道筋が若手の人たち、保育士を目指す人たちに見えるような姿を提示していく必要もあろうかと思います。

以上です。

○倉石座長 坂本委員、ありがとうございました。

2番目のキャリアイメージのことについては、また人材確保のところでも議論しますので、今の多機能型と併せてまた御発言いただければと思いますけれども、多機能化についてもう少し内容を具体的にすべきではないかという御意見をいただきました。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ挙手いただければと思います。

開先生、お願いいたします。

○開構成員 よろしくをお願いいたします。

資料1の1ページをまず御覧いただきたいと思いますけれども、委員の先生方のお話をお聞きしております、1つ目の論点で、人口減少地域で必要な保育を確保するという保育の中身というのが量だけなのか、数合わせだけになっていくのではないかということで、そこは押さえておく必要があるかと思います。質の確保をしていくための方策というところが大事なかと思いました。

先ほど森田委員のおっしゃいました園の適正規模というところですね。例えば集団でというのはどこまでが集団なのだ、どれぐらいの規模が子どもたちのためには必要なのだろうということはすごく大事なことはないかと思っております。例えばの話で、私も自分が人口減少地区に県が関わっていたようなこともありまして、そちらにお話をお聞きしたりしていますと、もう既に園の規模が大分縮小しているといったときには、後ほど社会福祉法人等の連携ということも出ておりますけれども、兄弟姉妹園で少しいろいろな交流をしているところもあるかと思ひますし、人材の話でいきますと、1つの園だけではなくフリー、そして、例えば土日の保育ですとかいろいろできない難しいところを、そういったところで融通し合う、そういったことがこういうところでできていくのであれば大変ありがたいことなのではないかと思っております。

そういったときに、数合わせで統廃合していくと何とかびったりできますね、待機児童も解消されてとなっていくますと、結局成り立たせているのは人でありますので、一つは子どもの問題ということがあるかと思うのです。先ほど適正規模の話もしましたけれども、統廃合があったとすると違った園に通わなくてはいけない。新しい環境、新しい先生、新しいお友達、その中で何が起きるのかといったところの事例収集、そして、それへの対応、ぜひ人口減少、そして統廃合等を進めていく上で置き去りにせず、そこへのケアといいますか、そういうところがあつたら大変ありがたいということを子どもの視点では思っております。

そして、保護者の方も戸惑うということかと思うのです。例えば先ほど私立から公立に返上しなくてはいけない場合があると。まさに私は地元でそういうところに関わらせていただいた面があるのですけれども、私立の園を選んで通わせていたと。そちらは実は保育所ではなくて幼稚園だったのですけれども、そこでおやりになっていました保育内容を今度公立の認定こども園等になったときに保障してくれるのかという保護者さんからのお声がありまして、例えばお勉強のお話ですとか、何とか教室とか、いろいろなものです。そういったことをしていただけるのかということで、私が何を今大事にしているかというお話を少し御説明させていただきまして、保護者さんに納得いただいた上で統廃合を進めていくといったことですね。そういったことが丁寧になされていくと保護者さんも安心というところがあるかと思っております。

専門性というお話でいきますと、保育士側ですね。統廃合、そして公立と私立の話では待遇も違う、考え方も違う、異動のあるなしといったところで様々なことが違っていくというところで、私も実は前に勤めていたところの系列園公設民営というところだったので

すけれども、地域的に公立のほうが質の高い保育をしているイメージがそこはある地域だと思っていただければと思いますが、そこでは3年間ほど公立の先生に残っていただいて、そして、保育を軌道に乗せた後また公立に戻られて、あとは民間のということで独り立ちしてねといった制度をやっていたのですけれども、何が起きるかという話なのです。公立から派遣されている方はもうベテランの方で、これをやれば間違いないよということで御経験を持ってやられるわけですから新しく雇用された若手の保育士はそれに従っていくということでした。そのときに考え方、そして、いろいろな面で公立でやっていくところと私立で進めていくところの違いで、すごく戸惑いがありました。そのままやればいいのか、それとも園なりのものを新しくつくっていくのかということなのです。

具体的な事例過ぎましたけれども、何を言いたいかといいますと、保育で働いていらっしゃる方々自体も合併するときに戸惑うということなのです。そういったときに法人ごとの理念や方針も違う中でどう連携を進めていくのかにつきましては、ぜひ何かよい事例があれば検討していくとか示していくということで、戸惑いも少なくなっていくのではないかと思います。

坂本先生のおっしゃいました専門性はすごく大事だと思ってさっきお聞きしてまして、この検討会は、保育所の保育士の在り方を検討していると私は理解しているのですけれども、この理解が違っているのか違っていないのかということを実はいつも思っております。坂本先生は子育てひろばということで、地域の中で本当に地域の保護者さんとか子どものためにということで専門性を持って保育士がということなのですけれども、保育所で子育て支援を行っていく特性と地域の中で保育士が子育て支援を行っていくという違いは、似ているようで結構違う面もあるのかということをおもっております。それが多機能集約化という先ほど坂本先生のおっしゃいました多機能という中身ですね。

全部くっつけてしまえば、例えばの話、保育所長さんを終わられた方がただ子育て支援センターでそのまま所長さんになって、さあ進めていきますよということでは、うまくいかない面がきっとあるのではないかと。実はうまくいっていない面も結構お聞きはしておりますので、そういった面で専門性とは何か。そして、保育所の中で全部合体してしまうと、これは保護者さんに実際にお聞きしてみたいところではあるのですが、学校もそうですね。この1つの学校でしか関係性が結べないということであれば狭い関係性だと思うのです。だけれども、子育てひろばであればAという子育てひろばでの関係性もあれば、BとかCとかといったところでの関係性もあるかということで、それが実は多様性であり豊かなのではないかと。いつもマイ保育園のように登録してそこで関わらなくてはいけないということなのか、それともほかの関係性もあるよと。そのほうがちょっとハードルが低い、敷居が低いねといったところで関わりやすい面もあるかということも含めまして、中身についてはぜひ議論いただきたいと思っております。

すみません。長くなりましたので、以上でございます。

○倉石座長　ありがとうございました。

保育の質について確保ということ、保育の質の面で特に子どもさん、保護者、それから保育士の各方々が統廃合等についてどう受け止めておられるか。今後そういうことが進んでくる場合のことについても御意見をいただきました。

専門性のことについても、多機能化と併せて御意見をいただいたと受け止めさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

田中構成員さん、お願いいたします。

○田中構成員 高知県です。田中です。

人口減少地域の本県での実情からお話しさせていただきたいです。本県は人口減少地域でして、34市町村ありますが、3分の1、11市町村ではその町村内に保育所または認定こども園は1か所だけです。2分の1弱、16の市町村では3か所以下です。園児は中でも減少していつているわけですが、地域の拠点として、幼稚園もないので保育所だけというところは、運営を継続していかざるを得ません。

その中で、セーフティーネットとして保育所の運営が継続できるような公定価格の在り方、その検討はぜひ必要だと思っていますが、皆様のお話を伺っていて、こうした地域の中1か所しか保育所がないといった地域では、そういう状況を逆手に取るわけではないですが、より地域で一貫した教育体制、地元の小学校、中学校、高等学校まで一貫した教育体制づくりに取り組み始めている町村が複数あります。具体的には、保育所と小学校の接続期のカリキュラムの充実に取り組んでいる町村があります。先ほど坂崎構成員からもお話のありました、文部科学省で5歳児段階のかけ橋のプログラムが検討されています。そうしたことも踏まえると、こういった人口減少地域で保育所における幼児教育施設としての教育の充実だったり、小学校との接続だったりといった取組に支援を手厚くするような方向性、視点というのは、今後大事になってくるのではないかと思います。

もう一つは、先ほどからお話に出ている多機能でいいますと、本県で県単独で地域の子育て支援を行われている保育所を支援してきました。園庭開放や子育て相談などです。そこでの課題として見えてきたものは、日々の保育で大変なのに子育て支援までなかなか手が出せないよというのと同時に、取り組んでいただいているのですけれども、地域の未就園の子育て家庭をいかにして園まで呼び込むことができるか、ここに非常に苦心されています。この点は園任せだと難しいし、自治体の関与が必要だろうと思います。以前、堀構成員さんからもお話のあったマイ保育園といった登録の仕組みがいいのか、あるいは母子保健と連携して出産後からの積極的な情報提供などがいいのか、ここは各自治体の知恵の絞りどころだと思います。

ですから、対応案③の好事例の情報提供の中においては、このように多機能化を進める中での地域の子育て家庭のいかに利用を促すか、呼び込むかといった視点での成功例の情報収集提供などもぜひあればいいと思いますし、横展開が考えていければと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

幼児教育と小学校との接続を考えた場合に、そのことに対する支援を具体的に考えていただくことが、先ほど高谷委員からもありましたけれども、自治体の意欲といいますか、そういうところにもつながるということで受け止めさせていただきました。ありがとうございました。

多機能化についても重なる御意見でしたけれども、成功例などを収集していただくことも重要ではないかという御意見をいただきました。確かに指針の第4章に子育て支援というものがありますけれども、地域子育て支援に関しては「保育に支障がない限り」という文言がついておりますので、あの辺りも今後検討する必要があるのかと今の御発言をお伺いして受け止めさせていただいた次第です。

手が挙がっていますので、先に坂崎構成員さんからで、その後に森田構成員さんでお願いいたします。お待たせしました。

○坂崎構成員 今、田中さんがおっしゃった小中とのことは、私の園で10年間以上やっています。ちなみに、小学校、中学校が初めから廊下でつながっているのですけれども、この小学校を壊して廊下にくっつけて園をつくったので、一体型です。そういうこともやっていますが、一方での園のところでは、今、小学校と中学校が一緒に建つのですけれども、子どもが1人か2人しか生まれていないので、ぜひともそのようにしてやってほしいと言っているけれども、それを受け入れてもらえない市町村もあります。そういうところで非常に難しいなと思っています。ありがとうございます。

以上です。

○倉石座長 具体例をいただきまして、ありがとうございます。

森田構成員さん、お願いいたします。

○森田構成員 多機能化ということがたくさん出てきましたが、多機能化という中で、保育士に何でもかんでも任せているようなイメージを以前から持っています。というのが、いわゆる保育園に通う子どもたちのためだけに予算は使われるべきだということで、目的外の禁止条項として在宅支援には使えなかったのです。それがいわゆる子育て支援センター事業として、補助事業として在宅に保育をしていきましょう、保育所が拡大していきましょうということだったものが、いつの間にか保育所の必須事業みたいになり、していかなければならない、しなければならぬ事業のなかに取り込まれ、保育士は何となくあれもこれも背負わされているようなイメージを、私は持っています。

ですから、多機能化という中でいろいろなことを保育所に機能としてつけていただくのはありがたいのですが、そこに対する予算がなければ職員はもっと大変な思いをします。坂本さんのおっしゃったように専門性であるとか、プロフェッショナルということに関しては、研修を受けて資格を取ってくると一般企業みたいに手当をつけられるというようなことができれば、給料も上がらない、何も選択できない状況で、難しいことを大変な思いまでしてということが出るのはないかと思います。ですので、私は多機能化という

よりも、いろいろな事業が選択できるということをお願いできればと思っております。

また、高谷委員からもお話がありました、人口減少地域における保育所運営にかかる赤字について、首長さんたちのお話を聞くと、町村では予算がないということを知りますが、いわゆる子ども、児童関連予算として町村が使える財源があるのか。もしないのであれば、こうした人口減少地域の指定を受けるといえるのか、へき地保育ではないですが、指定を受けたところには国が全面的にバックアップできる予算の措置みたいなものがなければ、市町村自身も大変であると思います。こうして予算についてもご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

森田構成員さん、最後のところは質問でしょうか。御意見でしょうか。予算の話です。

○森田構成員 先ほどの高知県の田中さんのところもそうですし、市町村に保育所の多機能化にかかる財源があるのかということです。意外と大阪府内の市町村などは逆に児童関連予算を削ろうとされているところもありますので、そうしたところとのギャップが私の中にあるものですから、もしお教えいただければそのところはありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。確認させていただきました。

田中構成員さん、いかがでしょうか。もし何か教えていただけることがありましたら、高知県の自治体の取組等で財源のことですね。いかがでしょう。

○田中構成員 すみません。各市町村様々といったところがありますので、工夫を重ねているとしか説明のしようがないです。ごめんなさい。

○倉石座長 ありがとうございます。

また何かお教えいただけることがありましたら、情報でもありましたら、次回以降ぜひよろしくお願いいたします。急な質問をさせていただきまして、失礼いたしました。

石井構成員、よろしくお願いいたします。

○石井構成員 おはようございます。

3点ほど短めに発言をさせていただきます。まず1点目なのですが、多機能化に伴う人材の話で、量の面と質の面という話になっているかと思うのですが、個人的な肌感覚ですと、量がないところに質もないというところを感じています。ですから、待機児童対策で住宅費の補助とか借り上げみたいなのが都市部では行われていましたけれども、今度は逆に減少地域の中でもIターンとか移住みたいなのも含めて持っていく方向と、地元の人材の掘り起こしではないですが、保育士試験制度ではあるので、試験を受けやすくするような手だてみたいなのもあったらいいのではないかなと思うのです。

もう一つ、この前、ある自治体の県の方とお話をしているときに、実は流出は都心とか関東圏ではなくて近隣の都市部にかなり流出していて、自分のところでは確保しにくくなっているという話を聞いたことがあります。ですから、どこに流出しているのかみたいな

ところも押さえながら、やりやすい働きやすい環境づくりがまず必要かと思います。

その上で、さっき開委員もおっしゃっていましたが、質がすごく大事かと思っています。質の確保に関しては、小さくなっている園単体あるいは地域単体だと、なかなか園の数も少なくなっていたりするので、非常に難しいところが出てくるかと思っています。特に相談、助言、スーパービジョンですとか、園内研修をはじめとした目の前の保育課題等に関する研修みたいなところ、あとは地域の園と園とか、さっき子育て支援の話もありましたけれども、地域資源とのつなぎみたいなところもすごく難しくなっているのです、その辺りをトータルで一緒に協働してやっていくような仕組みが必要かと思っています。

今、厚労省の中で近いのが、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業があって、ここがコンサルタントやアドバイザー、自己評価など、いろいろなことができるような制度になっていて、誰かが派遣されるみたいなのところがあって、僕は実はある地域でこの枠で公立保育園数園に園内研修に行っているようなところがあります。ですから、ここら辺をもっと拡充したり、人口減少地域に特化したような使い道にしていくのも必要なのではないかと思います。養成校のとまでは言いませんけれども、養成校とか現場とか団体とか、いろいろそのような知見を持っているところが一緒に考えて一緒にやっていくような、手助けをするみたいなのところが必要かと思っています。

2つ目なのですが、公私連携の話です。特にこれは公立の保育所をこのまま維持できるのか、あるいは建物をそのまま開所しなければいけないのだけれどもなかなかその力がないみたいなのところがあって、この制度は使いようによってはすごく使いやすいのかと思いますが、もしかしたら行政のほうで保育に関する視点がなかったりとか、どのように連携を取ったらいいのかというビジョンがなかったりすると、なかなかこれは丸投げでお願いしますみたいなことになりかねないのではないかとちょっと危惧しています。

これに関してはもう一つ問題があって、恐らくこれはプロポーザルというか、事業者選定委員みたいなことをやっていくことになるのですけれども、そもそも法人が手を挙げないような危険性がある、挙げたとしてもここはまずいみたいな法人が手を挙げて、1者のみ法人が挙げてくるみたいなことになったときに結構大変だという危機感を持っています。偶然こういうところに関わる機会が近々にありまして、そのときも1つ挙がってくるだろうかどうかということを行政の人と心配をしていたことがあります。

公私連携は恐らく民設民営であるよりも連携して保育のことを考えていけるメリットがあるのですけれども、具体的には例えば幼保の統一カリキュラムみたいなものが市の中にあたりしたらそれを生かして計画を立てていただくとか、自己評価の仕組みとか、研修の体系があるような自治体であればそこに乗っかってきていただけると、すごく影響力と一緒に考えるみたいなのところが保たれるのかと感じています。ですから、そういったところも保育の現場というよりは行政のほうのノウハウがもうちょっとあったらいいかという感じがしています。

○倉石座長 石井先生、簡潔にお願いしてよろしいですか。すみません。

○石井構成員 ごめんなさい。最後に調査の話が出ましたが、私は今年から関わらせていただくことになったのですが、量的なところをやるのですけれども、もうちょっと質的に中身とか、中身の中でも好事例もそうなのですが、好事例とともに不安、戸惑いみたいなところも取り上げられるような調査であってほしいと考えております。

以上でございます。長くなってすみません。

○倉石座長 ありがとうございます。

調査のほうはぜひよろしくお願いいたします。

多機能化、公私連携のところについても自治体のほうでいろいろ考えられることがあるのではないかと、このことを幾つか御発言いただきました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、古賀委員さん、その後、遠山委員さんで、星委員さんはすみませんが3番目になりますけれども、よろしくお願いいたします。堀委員もその後になりますけれども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

古賀委員さん、よろしくお願いいたします。

○古賀構成員 よろしくお願ひします。

広域での統合、またそれに伴う廃所というのは、居住地と職場や保育の分離となって、結果的に就学前の保育・教育を受けない子どもの増加やセーフティーネットの崩壊となることを避けるべきだと考えています。また、こういった子育てをめぐる環境の悪化はさらなる少子化に拍車をかけ、自治体の先ほどの消滅の話、危機感というものがありましたけれども、そういったこと、全体的なことに関して3点申し上げたいと思います。

施設ハード面とそこに絡んでくる人材確保の問題です。平成27年から子ども・子育て支援制度が施行されて、へき地保育所などの認可外施設は小規模保育事業に制度的には吸収された形となっていますけれども、実際には移行していない、または移行予定がない園がへき地保育所のまま残っている、かなりパーセンテージとしては残っているという調査報告もあります。そのまま存続している園の課題や現状についてきちんと全国的に調査すべきであると考えます。

移行しない要因として、へき地保育所には給食施設設置義務がないことが考えられます。施設ハード面の問題とそこに絡む人材確保の課題があるのではないかとと思われるわけです。現在も地域によっては小学校の学童保育を幼稚園の預かり保育と合同で行ったり、先ほどの坂崎委員の御発言にもありましたけれども、様々な合同施設で、京都市においては小学校建て替え時に小学校施設内に小規模保育所、また同敷地内に別棟で公立幼稚園を設置するといったことを行っています。今後は小規模保育所であるとか認定こども園、小学校を一体的施設で展開していくなど学校教育と積極的に連携をしていくことを考えて、地域コミュニティの核として展開できるようにすることが望ましいのではないかと考えています。

そういった中で、給食施設を小学校だけのものとするのではなく、同敷地内の共有のものとしていく仕組みを考えてはどうかと思います。学校が夏休みなど長期休業期間に入るところをどうするか、また、法的な枠組みなど課題はあると思われますけれども、今後多くが過疎が進む地域であると想定すると、持続可能なシステムや人材確保、質の確保の両方を目指すということを考えなくてはならないと思います。

平成24年の厚生労働省の「保育所における食事の提供ガイドライン」には、広島県の事例で公立保育所3歳以上児、幼稚園、小学校、中学校を給食センターから提供する仕組みが掲載されています。0・1・2歳を含めると、また離乳食やメニューの工夫、食材の大きさ、軟らかさなど、細かな配慮が必要になりますけれども、先進事例に学びつつ今後の地域における給食の課題、給食の在り方を考えることも重要になるかと思います。離乳食や具合の悪い子どもへの対応など、きめ細やかな対応をされている保育所の自園給食のクオリティーがかなえられることを目指していただきたいとは思っております。

2点目です。保育内容面の問題ですが、先ほど申し上げた点と関連しますが、同年齢による集団保育を前提とするというのが今までの保育所保育の考え方でしたけれども、こういったへき地の問題、過疎化の問題を考えていくときに、地域コミュニティの中で育てる異年齢保育が基本になる、そういった発想の転換をしていく必要があると思います。そういった中で保育所保育指針を今後どのように考えていくかということも非常に大きな問題ですけれども、ICT技術を活用しながらの交流保育であるとか、小学生や高齢者等の異世代間交流、地域に開かれた保育への転換と、その質を確保・向上させるための研究を進めるべきであると思います。つまりは保育内容の市民教育的側面の探求ということになるのかと思います。

施設が合同施設化するときに、保育内容を充実していくことを同時にかなえていくことが必要です。それぞれの部署をつなぐコーディネーターの役割が重要になります。今進められている幼小接続においても、それぞれの本務が忙しいというのが非常に重たくありまして、間をつなげる人が必要とされているのが同様のことです。ですから、それぞれの施設において重要な内容を理解し、相互のスケジュールや内容の調整を行い、各担当者をつなぐようなコーディネーターの配置が可能になる制度設計が非常に重要であろうと思います。

3点目です。へき地における保育者の確保、人材確保についてはまた別日ということでしたけれども、今回小規模人口減少地域ということがテーマですので、その辺りに関わってシステム的な問題について3点目としたいと思います。へき地医療については、へき地における医療が体系化されており、都道府県による医療計画の策定に基づいた事業の実施やへき地医療支援機構を設置し、企画調整を担っておられるかと思います。小さな自治体で保育体制や保育士の確保し続けるのは無理であろうと想像されます。都道府県に保育・幼児教育センターを設置し、そこがへき地保育に関する保育計画、つまりは人口動態予測に基づいた保育計画を立て、それに基づいて基礎自治体と連携を取りながら保育士の

募集や確保、配置をしていくような仕組みが必要であろうと思います。

そこでは養成校との連携も視野に入れて、養成教育を通じてへき地保育の魅力を発信したり、研究を推進してバックアップしていくような仕組みも必要だろうと思います。へき地の多い北海道では北海道幼児教育推進センターがICTを活用した研修を推進していますが、今後保育士が極少人数の園においても研修が受講できるシステムの構築、全国的なシステム構築が必要であろうと思います。

また、過疎地における人件費の算出について、これまでの委員の発言とも重なりますけれども、子どもの人数に応じるというやり方ではどうなのか、維持が難しいのではないかと思います。極少人数での保育の実施に必要な額について改めて算定して、別の方式で算出することが場合によっては必要ではないかと考えます。

できるだけ閉園、廃所を避けるために、連携施設化によって、年によって入所人数が異なる状況、子どもが生まれないという状況も先ほどありましたけれども、そういったことに柔軟に対応できるような体制づくり、地域の広域的な連携施設化も考えていく必要があるのではないかと思います。

多機能化については、保育所が多機能化するということ、既にセンター的な役割を担っていることや保育士の過重負担が問題となっていますので、地域に既にあるリソースの福祉分野を超えた連携とコーディネートで有機的に機能していくようにしていくことを検討していただきたいと考えます。

以上です。

○倉石座長　ありがとうございました。

次、遠山構成員、お願いいたします。

○遠山構成員　よろしくをお願いいたします。

資料2の6ページになりますけれども、「人口減少地域等における保育所の在り方」ということで、相模原市の事例を紹介させていただきます。前回の資料で公立園の再編について2つのパターンを御説明させていただきましたが、いずれも「児童数の減少」「施設の老朽化」「自然災害」への対応がキーワードとなっています。

それから、前回議論になりました一時保育、医療的ケア児あるいは重度の障害児の受入れに関しても、各エリアの拠点となる園では必要になるのではないかと考えているところがございます。

それから、人口減少地域に限らずに、今、施設の老朽化が進行しているということがありまして、都市部では仮設園舎の設置に苦慮しているところがございます。本年度、公立園では初めて中規模改修、これは施設の老朽化が進んで、定員150人の園なのですが、園をやりながら外壁ですとか、屋上防水ですとか、中のリフォームなども実施をしているところがございます、園児がいる中で改修工事をやることは非常にいろいろな配慮をしながら実施をしているところがございます。

それから、先ほどの資料の中で公定価格に関しては、定員が少ないほうが単価が高くな

る仕組みになっていますので、今、相模原市では入所者数が少しでも少なくなると定員減をしないと、このような申出が出てくる園が非常に多く出てきている現状があります。

また、市民（保護者）に分かりやすくなるように施設類型の統一化ということで、これは保育園とか、幼稚園とか、認定こども園とか、いろいろありますが、いつも言っていることですが、今後こども庁の議論などがある中では、こういった施設類型の統一化が必要ではないかと考えています。例えば今、コロナで臨時休園する、あるいは台風で臨時休園をするといっても、保育所は市の主導で決められますけれども、結局認定こども園や幼稚園になりますと園が決めることになりますので、あくまでも情報提供までしかできない。こちら辺が統一的な対応が取れないというところが、市の立場としても非常に悩ましいと思っています。

次の7ページ以降はちょっと古い資料なのですが、平成29年3月に策定いたしました「相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」です。今後の公立施設は「地域の子育て支援の拠点」と位置づけて、地域における幼児教育・保育の質の向上に向けた役割、地域におけるセーフティネットの役割、地域の育児力の向上に向けた役割を担っていこうということです。今年の4月1日現在では市内290施設中公立園は27施設、こういう状況でございます。

8ページでは、この方針の中で、旧の相模原市域でも保育必要量が減少すると見込まれる地域に関しては定員の見直し、他の公立保育所との集約化を検討する、まだ具体的にここまで至っていないのが現状です。

それから、保育必要量の増加・継続が見込まれる地域では、保育の受皿を確保し、最適な運営方法を選択していこうと。

それから、津久井地域、これは合併した地域になるのですが、保育所等の運営は公立が担うことを基本としておりまして、利用児童数が著しく減少する地域に関しては、基幹園を指定して集約化を検討、これを具体的に始めています。

土砂災害警戒区域等に指定されている地域では、安全が確保できる区域での集約化、移転を検討している、こういう状況でございます。

以上でございます。

○倉石座長　ありがとうございました。

では、星構成員、お願いいたします。

○星構成員　湧別町の星です。

私どもの湧別町のように、人口減少地域における保育機能を維持するためということで、本町については先ほどから話に出ているように、保育所の統廃合を進めております。公立保育所の統合、民間幼稚園との統合による公私連携認定こども園への移行を現在まさに進めているところであります。

人口の減少による統廃合については避けることができないということで、保護者の皆さんの理解は得ていたのですが、北海道の本町の場合、その統合の範囲が10キロ、20キロと

広範囲にわたる広域的な再編となることから、その辺についての送迎の問題等の理解を得るのが大変難しかったと感じております。

公立保育所については、公定価格の直接的な恩恵を受けていないことから、国から多くの支援が期待されております民間へのシフトを考えて進めていたわけですがけれども、先ほど石井構成員が言ったように、地方の場合、新たな事業者の参入がほとんどゼロに等しい、望めないような状況であります。また、本町の場合は既存の1つの幼稚園があったわけですがけれども、児童数が少なく存続が危ぶまれるということで、運営体制が取れるのかということが不安の一つでもありました。幸いプロポーザルを行って、その町内の幼稚園が事業者ということで公私連携認定こども園の運営を行っていくことになりましたけれども、町内の保育・幼稚園の機能維持のため、既存の幼稚園との公私連携ということで、運営面では町が全面的に支援を行うことで既存の公立保育所、ほかにも保育所がありますので、ここの均衡を取りながら、保育所・幼稚園機能を備えたこども園として維持できるものと考えております。

また、公私連携の手法については、人口減少の地域における保育所等の再編においては、民間でありながら公立の関与を残せる効果的な手法だと考えておりますけれども、今後このような過疎地等においては公私連携の手法が増えていくのではないかと考えております。そのためにも、統合した後に何年かにわたって統合した認定こども園、保育所等が施設運営に係る加算措置を受けられるような公定価格の部分があってもいいのかと考えております。

以上です。

○倉石座長　ありがとうございました。

堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員　堀でございます。よろしくお願いします。

今回、人口減少地域における保育所の在り方を考えるということなのですがけれども、この検討会の中で保育所である必要は何かということも常に考えていまして、今、様々な保育形態、例えばこども園などにもありますし、また、小規模保育所、認可保育所など様々な事業形態がある中で、地域のインフラである保育所であるゆえんは何なのかということ踏まえた上で3点考えております。

まず、皆様のお話と重なる部分も多いのですが、一貫して申し上げている連携の在り方です。既存の施設、子育て世代包括支援センターなどの仕組みもありますし、また、母子保健との連携、先ほど古賀構成員からもありましたけれども、例えば人口減少地域ならではの取組として、学校教育との連携ということがモデル事業という形で何か機能できるところがあるのではないかとことがあります。さらに、各地域に養成校もありますし、そういう意味では大学との連携、例えばイタリアのレッジョ・エミリアなどでもペタゴジスタが園の中で保育者支援に関わっているということもあります。そうした各方面との連携が一つのモデル事業として考えられるのではないかとことは考えております。

2つ目は、保育内容の質を担保した柔軟化ということです。先ほどもお話にありましたが、今、公定価格などの難しい検討しなくてはならないことはありますが、例えば保育士の数の質を担保した柔軟化、異年齢保育ということもありますでしょうし、そうした場合に各園毎年計算し直すというような大変なことがあると思うのですけれども、そうした点の自治体が関与した上での柔軟化もあるのではないかと。異年齢保育の好事例などもたくさんございますので、そうした点などを検討するということがあるのではないかと考えております。

3つ目としましては、これまでもずっと皆様の議論の中にこれ以上多様な業務の中に保育士が翻弄されることが果たしてよいものかということがあったかと思います。あわせて、その点はもう少し議論を深めていきたいところなのですけれども、事務作業の多さも課題です。もちろんICT化などで保育の記録などを改善していく取組などは始まっていますけれども、例えば公定価格の計算、事業形態の変更、社会福祉法人との連携なども含めてですね。特に私立の法人の先生方が事業形態の変更を躊躇される背景には、どこに相談していいかわからないということや、自治体に相談してもなかなか専門的な具体的な数字まで教えてくれることが少ないという、そうした声も聞かれます。そういうことを考えたときに、全て園任せにするのではなくて、例えばそこで自治体の中で保育の事務的なところをサポートする体制なども、構築していくことが考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○倉石座長　ありがとうございました。

事務作業のことも言及いただきまして、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。もし御発言がありましたら挙手いただきたいと思います。

では、開構成員、その後に坂本構成員、高谷構成員で、その辺りで時間が来るかと思うのですけれども、開構成員さん、お願いいたします。

○開構成員　ありがとうございます。

進めていく中で、先ほど高谷委員がおっしゃったのですけれども、自治体の方がどこまで本気になっているかというお話があったかと思うのですが、人口減少地区になっていきますと、圧倒的に多数は大人なのです。大人の必要感、そして当事者意識がどうかといったところはあるかと思います。ですが、自治体としましては地域住民の方のお声を反映していくのが在り方ということもあるかと思いますので、先ほど高谷委員がおっしゃっていただきましたことで大変大事だと思ったのは、日本がどこを目指していくのですというメッセージを強く出していくことはとても大事ななことかと思いました。これが1点目でございます。あと2点だけお伝えいたします。

2点目といたしましては、子育てひろばと保育所になかなか来ていただけない方こそ手を差し伸べるという話があったかと思いますが、先ほど大人の論理と言いましたが、こちらの子育て支援をする側で、頭で考えてしまっている。私も昭和時代の人間でございますので、ホームページに載せておけばいい、パンフレットを配ればいいということでは

けれども、若い方たちはSNS等なのです。本当にそこに行きたいのか行きたくないのかということもありまして、敷居が高かったりということはあると思います。若い方たち、そして、子育て世代の方にこそ何が本当に必要ですか、何が欲しいですかということを聞く調査ですね。それを反映して中身を考えていく必要があるのではないかと思います。今はこれだけありますよ、選択できますよ、選んでごらんと支援側がいくら言っても、子育て世代の方は、選べないですという状態ではないかというのが2点目でございます。

3点目を言って終わります。今日、森田委員におっしゃっていただいたキーワードがすごく心の中に入ってきてまして、多機能集約化にすごく引っかかってずっとここまで来ているのですけれども、選択という言葉、すごく私は一番腑に落ちまして、地域の実情ですとか保護者、そして子どもの実情、いろいろ違うわけありますので、その中で各園が今持っていていращやる資源、地域資源等も含めまして、選択できて強みを生かしていくことができる、そういったところに予算措置であったり体制が構築されていけば大変ありがたいのではないかと思います。

そういった意味においては、集約化していきますと、どうしても全部そちらで一択になってしまうのです。多機能集約一択化、そこに行くしかないことになりますので、実は幼保小接続につきましても、中高一貫とか小中一貫、全部やっていくわけですけれども、一番の問題は人間関係も全て固定化されてしまうということはずごく感じておりますので、地域の中での息の詰まるあれですね。あまり言い過ぎるとあれですけれども、保守的なところはイメージとしてはあるかと思いますが、そうではない場を用意するのが多様で共生な社会、ダイバーシティにつながるのかということをおもっております。安全基地でよりどころも必要だけれども、そこを核としつつもいろいろなつながる場があるといったところを人口減少地区でも何かできないか。それはもしかするとほかの場かもしれません。ICT等かもしれません。いろいろなところが考えられるかということをおもいました。

以上でございます。

○倉石座長　ありがとうございました。

それでは、坂本構成員、お願いいたします。

○坂本構成員　今回の検討の中で人口減少というところでは、保護者の立場から考えると、日本中どこで子どもを産んで育てても一定同じ環境が与えられているというところを保障していく姿勢が前提として貫かれておく必要があるのかと思います。地域に様々課題はあるけれども、その凸凹はちゃんと国でしっかりと責任を持ちますよということが見えていくことが、多分この検討の最終の出口のところでは必要なのだと思います。とてもそこは不安が高いです。

地域区分のことも今日の資料の中で検討の中で出てきていましたけれども、私のいる埼玉県新座市という首都近郊のところにおいても東京に保育士さんが流出して、園はたくさんあるのだけれども保育士が減ってしまって受入人数を縮小するなどということが起こっているわけです。産んで育てる親御さん自身も、今は非常に子育て経験がないところで親

御さんになる時代ですので、そういう意味では不安がとても大きいところで、自分が暮らしている地域の保育の環境まで心配しなくてはいけない、それでどきどきしなくてはいけない状況はまずいなと思っております。

ですから、どこで産んで育てても適正な保育を利用する機会が提供されるというところを共通の考え方として、先ほど離島で保育所がなくなったとか、一方、相模原市ではいろいろと統廃合を一生懸命考えながらやっていらっしゃるとか、自治体任せという姿勢では国民としてはとても不安な状況と言わざるを得ない。そうすると、どこに住むかというまちの選択までに至ってしまうと、ますます人口減少でこの問題に関してあまり問題意識のない過疎地には住みたくないとか、住んでも子どもを産めない、育てられないということが少子化にさらに拍車をかけていく、消失都市を増やしていくのではないかと、皆さんのいろいろな情報提供などを踏まえて感じております。

以上です。

○倉石座長　ありがとうございました。

開構成員と発言が共通しているところで、国のメッセージですね。その重要性ということでした。

それでは、高谷委員。

○高谷構成員　細くなってしまうのですけれども、資料1の7ページの公定価格の関連のところですが、坂崎先生も最初におっしゃったとおり、現行制度は児童数の右肩上がりに対応した制度になっておると考えています。今後は定員割れを想定しつつ施設運営に支障がないような組み方、例えば利用定員区分の柔軟な変更を可能としたり、現在10人刻みの定員区分の細分化、それから、利用定員の変更手続を待つまでもなく利用定員を割った場合は実児童数の区分、これで給付額を積算するとか、そういう児童数の変化への対応、減少への対応もきめ細かく行っていく制度が必要ではないかと思います。制度設計上、地域事業は大都市部分への地域手当ですね。これの連動した部分でしか加味されていない。その他地域で大きくくりになってしまった人口減少地域への配慮がないというところを是正していただきたいということ。

それから、資料の中にも一部あるのですが、児童数の減少に応じて変動しない固定的な経費の部分、この割合を増大していく修正が必要だと感じています。児童数に応じて変動する経費が多過ぎますと、少子化の時代では健全な保育所運営ができなくなってしまう場合もありますので、制度改善によって地域の雇用、正規職員の安定的な雇用の継続が認められる、見込める公定価格制度を希望します。

それから、公定価格の積み上げ方式、現状はしていただいているのですが、処遇改善手当等の対応をしていただいておりますが、そもそも公定価格計算上の保育士のモデル給与合計ですね。これが実態とまさかけ離れている、実態の勤続年数でいえばかなりかけ離れている、低く抑えられているという実態もあります。細かくは言いません。これの適正化をお願いしたいと思います。特に内閣府さんへお願いしたいと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。

公定価格中心に御意見いただきまして、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

森田構成員さん、お願いいたします。

○森田構成員 そろそろ私も失礼しなければならないので、最後に1点だけ。高谷先生の発言に関連して7ページの下から2つ目の○ですが、※のところ、いわゆる施設の規模に応じて変動する経費の中に「保育士の人件費等」とあります。しかし、変動するのは人数であって、1人当たりの保育士の人件費は固定的経費として限定されておりますので、「配置される保育士の人件費等」と書かれてしまうと、保育士の給料も定員によって上がってくるような捉え方をされかねないと思います。配置される人数によって人件費が変わるだけであって、保育士1人当たりの計算されている人件費は、いわゆる級地の部分は別ですが、基本単価は同額だということが分かるように書いていただければと思います。

逆に施設長の人件費等については、私は30名定員の夜間保育所を運営していましたが、今は250名定員の保育所を運営しています。そうすると、保護者の対応だけでも30名と250名は随分違いますし、子どもの30名と250名の責任というものはとんでもなく違う、同じとは言いがたいと思うのです。そのところは定員に合わせて見ていただける人件費単価も御検討いただければありがたいかと思います。

よろしくをお願いいたします。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございました。

固定費のところ、変動費のところの御発言でした。確認ということもありました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。そろそろ時間が参っておるのですけれども、どうしてもという御発言がありましたら、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今回も非常にたくさん御意見をいただきました。いただいた御意見については事務局でまた集約等をさせていただくことになってまいりますし、今後会議は続きますが、年末に向けてまたまとめと新たな意見集約をいただくことになろうかと思います。

ここで閉じさせていただきますけれども、さらに今回のテーマについて御意見等がおありの方がいらっしゃいましたら、事務局に別途御連絡いただいても結構ですし、冒頭申し上げたのですけれども、今後の追加資料ももしございましたら出していただきまして、また私と事務局で判断させていただいて共有ということもあり得ますので、その点、ぜひよろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

森田構成員さん、ぎりぎりまで御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、ここで一旦事務局にお返しをいたしますが、よろしいですか。

事務局で次回の御予定等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

本日も闊達な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回第5回につきましては、別途事務局より御連絡をさせていただいておりますけれども、10月25日の10時から12時を予定しております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。

本日は非常に朝早い時間からお集まりいただきまして、しかも貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の検討会を閉会とさせていただきます。

引き続きまして、また会議は続きますけれども、どうぞ御協力のほうよろしく願います。

御出席いただきました皆様、本当にありがとうございました。これで閉じさせていただきます。